『週刊金曜日』人権とメディア 2006 年 4 月 28 日 第 604 号 山口正紀

北陵クリニック事件――原点 から事件・報道の再検証を

「心強くなる温かい電報、お便りありがとうございました。 /不当判決には怒りでいっぱいです。高裁には真実を究明しようとする姿は、どこにもありでせんでした。迅速ばかりでする機能はなかったです。悔しいです。/未来を信じて負けずに無実を勝ち取ります!どうぞこれからもお力を貸して下さい。頑張ります。/3月26日/守大助」

三月二二日・仙台高裁「北陵 クリニック事件」控訴棄却判決。 翌日以降、守さんの元には全国 から激励電報・手紙が続々と届 いた。これは、発信を一日二通 に制限されている守さんが、支 援会ホームページに託した返事 の一部だ。

二審は、弁護側が請求した鑑定、証人・証拠調べをすべて却下し、被告人質問も弁護側最終弁論もさせず、一審判決をコピーした。その問題点と公判の模様は、本誌 600 号 (三月三一日)で報告した。

報道被害の視点からこの事件 を考えてきた「人権と報道・連 絡会」の四月定例会で、守さん の母・祐子さんと阿部泰雄弁護 団長に二審判決への思いを話し ていただいた。

「息子は学生の頃、部活でケガをして入院し、病院で働く人たちの姿に感動して看護師の道を選びました。人のためになる仕事がしたい、と。その息子が、こんな事件を起こすはずがありません」

こう語る祐子さんは、一審一 五六回、二審五回の公判を一度 も欠かさず傍聴、街頭にも立って息子の無実を訴え続けてきた。 守さんが逮捕されたのは二〇〇 一年一月六日。恋人と一緒に里 帰りし、楽しい時間を過した翌 日だった。

「とても信じられませんでした。私も事情聴取を受け、『証拠がある。百%間違いない』と言われました。『証拠を見せてほしい』と頼むと、『新聞を見れば分かるだろう』と」

その新聞は「恐怖の点滴男」 「20人近く急変」と、連日の大 報道。

「息子は逮捕四日目から『やってない』と言っていたのに否認の報道は流れず、これでもかこれでもかこれでもかと耳をふさぎたくなる報道ばかり。『急変の守』という記事も出ましたが、そんな話は一切ありません。自分の足で歩かず、警察のリークだけで書いていたのです」

「警察は、『証拠は公判で見せる』とも言っていましたが、結局一審公判で、息子に結びつく証拠は何一つ出されませんでした」

祐子さんが期待していた控訴 審は、わずか四回で結審した。

「息子の本人質問も却下されました。『いつ、どこで無実を訴えればいいのですか』と聞いた息子は、すぐ退廷させられました。高裁は何のためにあるのですか。こんな裁判で息子の一生を奪われるのでしょうか。憤りでいっぱいです」

なぜ、こんな捜査・裁判が一一。北陵クリニックは当時、赤字経営に苦しみ、高齢・重症患者を次々受け入れる一方、救急処置のできる医師が退職し、急変・死亡が頻発していた。阿部弁護士は言う。

「病院の内部事情に疎い警察 が、患者の死亡多発を事件と思 い込み、科学的な検証・裏付け 捜査なしに守君を逮捕してしまった。マスコミがそれを『大事件』にして報道し、警察・検察は後戻りできなくなった。司法の機能を喪失した裁判所がそれを追認し、支えた」

筋弛緩剤は約一一分で効果が 半減するため、点滴でゆっくり 体内に入れても効果はない。大 阪府警科学捜査研究所の鑑定は、 一週間後の尿から三時間後の血 清と同じ濃度の成分を検出した、 とする。

「そんなことは科学的にあり 得ない、科捜研鑑定が検出した のは筋弛緩剤の成分ではない」 との専門家の意見書を付け、弁 護団は裁判所による筋弛緩剤の 分析鑑定を求めた。だが、仙台 高裁は拒んだ。

「こんな鑑定や訴訟指揮を通してもいいのか。最高裁も悩むはず。楽観はしないが希望はある。それを動かすのが世論です。 メディアは、この事件と裁判、報道を原点から検証し直すべきではないか」

守祐子さんや阿部弁護士の言 葉に、メディアはどう応えるか。